

平成 28 年度 北方四島交流受入事業(秋田県)参加日本人学生の募集について

平成 28 年 9 月 23 日
独立行政法人北方領土問題対策協会

当協会では、北方四島交流の枠内で四島在住ロシア人 60 名を秋田県における受入れの際に、ロシア語を学んでいる日本人学生の参加を募集します。

本事業では、ロシア語通訳を体験する機会がありますので、普段の学習の成果を実践できる良い機会となります。奮ってご応募ください。

記

1. 北方四島交流受入事業(秋田県)における四島在住ロシア人との交流

(1)実施日

平成 28 年 10 月 13 日(木)

(2)実施場所

秋田県青少年交流センター

(3)実施主体

独立行政法人北方領土問題対策協会

(4)プログラム内容

14:30～15:30 日本人向け事前研修会

16:00～17:30 住民交流会(ヤートセ踊り+意見交換会)

18:30～20:30 夕食交流会

(5)使用言語

ロシア語(日常会話レベルの通訳業務の実践)

(6)費用負担

交通費、宿泊費等((独)北方領土問題対策協会の規程による。)

2. 応募要領

(1)募集人数

10 名以内

(2)応募資格

以下の全てを満たす方:

①日本国籍を有すること

②専門学校、大学の学部又は大学院に在籍していること

③本交流に積極的に参加する意欲があり、日常会話レベルの通訳のできるロシア語力を有すること(簡単な通訳業務の体験)

④事業計画に従って規律ある団体行動ができること

⑤北方領土問題に対して関心、理解があること

(3)応募方法

〈提出書類〉

- ①応募申請書
- ②学生証のコピー
- ③ロシア語能力を証明する書類(ある場合)

〈提出方法及び提出先〉

メール及び郵送(提出書類は返却しません。)

①メール送信の場合

メールアドレス; shibuya@tk.hoppou.go.jp

②郵送の場合

〒110-0014

東京都台東区北上野 1-9-12 住友不動産上野ビル 9 階

※ 提出先;(独)北方領土問題対策協会 業務グループ(交流担当); 澁谷宛て

(4)応募期間

平成 28 年 9 月 23 日(金)から 10 月 3 日(月)まで(郵送分、メールとも)

※ 定員になり次第、募集を締め切ります。

(5)選考

随時(選考結果は電話又は通知します。)

(6)その他

- ・連絡は原則としてメールで行います。
- ・事業報告や事業に係る写真・映像等を(独)北方領土問題対策協会のホームページを始め各種媒体に掲載することがあります。

〈お問合せ先〉

〒110-0014

東京都台東区北上野 1-9-12 住友不動産上野ビル 9 階

(独)北方領土問題対策協会 業務グループ(交流担当); 澁谷

メールアドレス; shibuya@tk.hoppou.go.jp 電話; 03-3843-3630

(参考)

北方四島交流は、我が国とロシアとの間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、我が国国民と四島在住ロシア人との間の相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、平成 4(1992)年から実施されています。

平成 28 年度北方四島交流受入事業(秋田県)応募申請書

記入日: 2016 年 月 日

氏名	(ローマ字)	性別	生年月日	昭和 平成 年 月 日 (西暦 年)	(写真)
	(ふりがな)				
	(漢字)	男 女			
		年齢 歳			
現住所	(ふりがな)	電話			
	(〒)	携帯電話			
		携帯メール			
		メール			
学校名					
緊急連絡先	(ふりがな)	電話			
	(〒)	(氏名・続柄)			
健康状態	特技:				
語学力	ロシア語 (通訳機会あり)	レベル: <input type="checkbox"/> 初級 <input type="checkbox"/> 中級 <input type="checkbox"/> 上級 履修歴(学校、期間、留学経験等を具体的に記入してください。):			
	その他の外国語				

本事業への参加を希望する理由(簡潔で構いません。)

--